

京都市市民活動総合センター条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市条例第17号）（文化市民局市民生活部人権文化推進課）

市民による自主的なまちづくりを促進することにより、豊かで活力ある地域社会の形成に資するため、市民公益活動その他の活動の用に供するための施設として、京都市北いきいき市民活動センターほか12施設を設置することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

なお、使用の許可の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市市民活動総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 17 号

京都市市民活動総合センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動総合センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市市民活動センター条例

第1条中「施設」の右に「(以下「市民活動センター」という。)」を加え、「次の

ように」及び

「名 称	京都市市民活動総合センター
位 置	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1」

を削り、同条に次の1項を加える。

2 市民活動センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第2条各号列記以外の部分中「京都市市民活動総合センター（以下「センター」という。）」を「市民活動センター」に改める。

第3条第1項及び第2項第2号中「センター」を「市民活動センター」に改める。

第4条本文中「センター」を「市民活動センター」に、「別表第1」を「別表第2」に改める。

第5条第1号中「会議室」を「京都市市民活動総合センター（以下「総合センター」という。）の会議室」に改める。

第6条中「会議室、和室、作品展示コーナー、児童室及びスモールオフィス並びに」を「次に掲げる施設及び」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 総合センターの会議室、和室、作品展示コーナー及び児童室

(2) 総合センター以外の市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）

の会議室，和室，音楽室，集会室，多目的ホール及び料理室

(3) いきいきセンターの高齢者ふれあいサロン（全部又は一部を占有して使用しようとする場合に限る。）

(4) スモールオフィス

第7条第1項各号列記以外の部分中「センター」を「市民活動センター」に改め，同条第2項中「指定管理者は，」を「総合センターの指定管理者は，総合センターの」に改める。

第8条第2項中「スモールオフィス」を「総合センターのスモールオフィス」に改め，同条に次の1項を加える。

3 いきいきセンターのスモールオフィスの使用期間は，継続して5年を超えることができない。

第9条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第14条中「センター」を「市民活動センター」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

名	称	位	置
京都市市民活動総合センター		京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	
京都市北いきいき市民活動センター		京都市北区紫野北花ノ坊町18番地	
京都市岡崎いきいき市民活動センター		京都市左京区岡崎最勝寺町2番地	
京都市左京東部いきいき市民活動センター		京都市左京区鹿ヶ谷高岸町3番地の2	
京都市左京西部いきいき市民活動センター		京都市左京区田中玄京町149番地	
京都市中京いきいき市民活動センター		京都市中京区西ノ京新建町3番地	
京都市東山いきいき市民活動センター		京都市東山区花見小路通古門前上る巽町450番地	

京都市下京いきいき市民活動センター	京都市下京区上之町38番地
京都市吉祥院いきいき市民活動センター	京都市南区吉祥院砂ノ町47番地
京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽南唐戸町62番地の2
京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽山ノ本町60番地
京都市久世いきいき市民活動センター	京都市南区久世大築町54番地の1
京都市醍醐いきいき市民活動センター	京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の21
京都市伏見いきいき市民活動センター	京都市伏見区深草加賀屋敷町6番地の2

別表第2（第4条関係）

区	分	開 所 時 間	休 所 日
総合センター	相談コーナー，情報コーナー，交流コーナー，スモールオフィス，印刷室及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで並びに別に定める日
	相談コーナー，情報コーナー，交流コーナー，スモールオフィス及び印刷室	午前9時から午後9時30分まで。ただし，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は，午前9時から午後5時まで	
	図 書 コ ー ナ ー	午前10時から午後8時30分まで。ただし，日曜日及び休日は，午前10時から午後5時まで	
いきいきセンター	高齢者ふれあいサロン以外の施設	午前10時から午後9時まで。ただし，日曜日は，午前10時から午後5時まで	
	高齢者ふれあいサロン	午前10時から午後4時30分まで	

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第9条関係）

1 総合センター

区 分		使 用 料
大 会 議 室	午 前	円 13,500
	午 後	18,000
	夜 間	23,600
スモールオフィス（1区画につき1月）		5,000
駐 車 場 （ 1 回 に つ き ）		400円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を400円に加えた額
付 属 設 備		別に定める。

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。

2 この表に掲げる使用時間の区分を超えて大会議室を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど別に定める。

4 月の中途にスモールオフィスの使用の許可を受け、又は使用を廃止した場合におけるその月に係る使用料は、日割りによって計算して得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 いきいきセンター

区 分	単 位	使 用 料
会議室，和室及び音楽室	1 時 間	円 100
集 会 室		200
多目的ホール及び料理室		500
スモールオフィス	1区画につき1月	5,000
付 属 設 備	別に定める。	

備考 月の中途にスモールオフィスの使用の許可を受け，又は使用を廃止した場合におけるその月に係る使用料は，日割りによって計算して得た額とする。

この場合において，当該額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成23年4月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市市民活動総合センター以外の市民活動センターを供用するために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

- 3 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「市民活動総合センター」を「市民活動センター」に改める。
- 4 京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「京都市市民活動総合センター条例」を「京都市市民活動センター条例」に改める。

- 5 京都市福祉ボランティアセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「京都市市民活動総合センター条例」を「京都市市民活動センター条例」に改める。

- 6 京都市長寿すこやかセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「京都市市民活動総合センター条例」を「京都市市民活動センター条例」に改める。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)